



平成 29 年 8 月 28 日

会員社会就労センター長 各位

社会福祉法人 全国社会福祉協議会  
全国社会就労センター協議会  
会 長 阿由葉 寛

## 就労継続支援A型事業所の事業廃止と大規模解雇を受けて（お願い） ～意義ある同事業を通じて障害のある方の「働く・くらす」を支えていきましょう～

日頃より本会事業の推進につきまして、ご協力を賜り深謝申しあげます。

さて、すでにご承知の方もいらっしゃるかと存じますが、6月に岡山県において、複数の就労継続支援A型事業所が突然の事業廃止の申請を行い、合計で200名を超える雇用されていた障害のある方が解雇されるという事態が生じました。その後、他の地域でも同様の事案が報道されています。

本来であれば、事業を廃止する前に利用者の働く場の確保に尽力すべきであり、それを怠り利用者の一斉解雇にいたった事業所の姿勢は、非難に値すると考えます。

今回の事件を受けて就労継続支援A型事業を経営（運営）する会員施設・事業所の皆様には、改めて以下の点を念頭に置いた支援をお願いいたします。

- 1、大前提として、障害のある方が働く場を失うことがないように努める。
- 2、施設・事業所で働く障害のある方の状態やニーズにあった就労機会を提供する。
- 3、少しでも高い賃金を支払うことで、障害のある方の地域での自立生活につなげる。
- 4、様々な課題があっても、必要な支援を受けながら雇用契約を締結して働くという就労継続支援A型事業の重要な役割に誇りをもって、事業経営（運営）に取り組む。

今回の事件の背景には今年4月より施行された就労継続支援A型事業の見直しも関係すると考えられ、事業見直しを契機に生じた諸問題に対しては、本会としても現状把握に努め、厚生労働省をはじめとする関係機関に対し、必要な意見を提出して参ります。

事業見直しの内容は多岐に渡りますが、特に課題があると考えられる事項は「事業収入から必要経費を控除した額>賃金総額」という基準を満たさない場合に経営改善計画の提出を求めるというものです。本会では、質の伴わない事業所の淘汰につながるものと理解しつつも、事業所個々の事情を踏まえない原則適用は障害のある方の“働く場”の縮小につながるとして懸念を表明してきたところであり、今後も状況を注視して参ります。

引き続き、障害のある方の「働く・くらす」を支えるべく、各地域において関係機関とも連携のうえ、働く場を失った方への支援、地域における質の高い働く場の確保・環境整備に努めていただきますよう、ご協力をお願いいたします。